

令和元年度 愛媛県奨学生募集要項 【被災特例枠】

令和元年6月 愛媛県教育委員会

1 概要

愛媛県は、優秀な学生又は生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的とした奨学金制度を設けています。

この奨学金は、無利子による貸付であり、奨学生（奨学金の貸与を受ける者）は、通常、貸与終了後に全額を返還する必要があります。

被災特例枠は、平成30年7月豪雨による災害（以下「豪雨災害」といいます。）を原因として修学困難となったものを対象として募集するもので、奨学生が在学期間を卒業（在籍課程を修了）したときは、所定の手続を行うことで、特例として、奨学金の返還が免除されます。
※ 退学の場合、返還免除の特例は受けられません。

2 用語について

この募集要項における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 出願者……奨学生となることを希望する者
- (2) 保護者……出願者の親権者又は未成年後見人（出願者が成人である場合は、親権者又は未成年後見人であった者）

3 出願資格

出願者は、次のすべての要件を満たすものとします。

※ 被災特例枠以外で採用された通常の奨学生（現在、奨学金を貸与中の者）も出願できますが、被災特例枠で採用となった場合には、貸与対象月が重複しないよう通常の奨学生を辞退していただきます。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限り。）に在学していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 豪雨災害を原因として、保護者又は豪雨災害発生時に生徒の生計を主として維持していた者（以下「保護者等」といいます。）が次のいずれかの被害を受けたことにより学費の支弁が困難となったこと。
 - ア 住家（愛媛県内の住家に限る。）が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受けたもの
 - イ 死亡又は重篤な障害を負ったもの
 - ウ 失業又は収入が減少したもの（収入減少の状態が継続している場合に限り。）
- (4) 次の学資金の貸与等を受けていないこと。
 - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - ウ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意し、採用後に連帯保証人となることができること。（貸与終了後において、返還計画どおり奨学金が返還されない場合は、連帯保証人に返還を請求します。特例による返還免除を願ひ出る場合についても、先に借用証書を提出していただく必要があります。）
- (6) 勉学に意欲があり、在学期間を卒業（在籍課程を修了）する意志があること。

4 選考基準

奨学生は、次の基準を満たす者の中から採用します。

- (1) 人物、健康及び学力の基準
次のいずれかに該当し、学習に対する意欲や生活態度に優れ、在学期間の卒業（在籍課程の修了）が可能と認められること。
 - ア 学習成績が優秀な者（学習成績の評定平均値が3.5以上の者）
 - イ スポーツ・文化活動における実績のある者（大会・コンクール等への出場・表彰歴等）
 - ウ 学校内外の活動においてリーダーとして活躍した者（生徒会役員、子ども会リーダー等）
 - エ 学校内外の活動において他者への貢献が認められる者（委員会活動、ボランティア等）
 - オ 特定分野への興味・関心が高く、将来の活躍が期待できる者（得意科目がある、継続して実践している（したい）スポーツ・文化活動がある、明確な進路希望がある等）
- (2) 家計基準
次の要件を満たし、修学困難な経済状態にあると認められること。（現在の経済状態について、豪雨災害による被害との因果関係が認められる場合に限り。）
 - ア 出願者の属する世帯の全員について、令和元年度（平成30年分）市町村民税所得割が非課税であること。
 - イ 豪雨災害による被害の種類が失業又は収入の減少である場合は、被害を申し立てる者の平成30年の所得が平成29年の所得より少ないこと。

5 貸与額等

- (1) 貸与月額
設置者・通学形態の区分ごとに、次の月額から選択することができます。

区分		月額						(限度額)
国公立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円			18,000円	
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円		23,000円	
私立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	35,000円	

- (2) 貸与期間（貸与対象月）
平成31年4月分から令和2年3月分までとします。
※ 被災特例枠は、単年度で実施する事業です。次年度以降に事業を継続する場合は、所定の家計基準による審査を経て、貸与を継続することができます。ただし、卒業・修了期が延びた等の理由により最短修業年限を超えて貸与を受けることはできません。
- (3) 貸与方法
原則として毎月25日（休業日である場合は翌営業日）に、「愛媛県奨学金送金先届」により指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。なお、初回の振込は、9月25日を予定しています。
※ 被災特例枠以外で採用された通常の奨学生（奨学金を貸与中の者）が出願し、被災特例枠で採用となった場合には、4月に遡って通常の奨学生を辞退していただいたうえで、4月以降に振り込んだ奨学金の額を初回振込額から差し引いて振り込みます。
※ 次年度以降に事業を継続する場合、家計基準による審査等を行うため、貸与継続者の4～7月分の奨学金は8月にまとめて振込となる予定です。

※ 申し込み希望者は、6/17(月)までに、
宇都宮まで申し出る。